



三重県公報

令和4年1月25日 (火)

第 280 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	3
	三重県人事委員会規則7-79 (現業職員に係る規定の整理に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則)	(同)	3
人事委・教育委規則			
1	現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則	(人事委員会・教育委員会)	9
2	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	13
告 示			
29	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	17
30	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	18
31	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	18
32	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	18
33	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	19
34	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	19
35	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	19
36	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	20
37	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	20
38	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	21
39	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	21
40	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	21
人 事 委 告 示			
1	職員の臨時的任用の承認に関する権限の一部委任の一部を改正する告示	(人 事 委 員 会)	22
2	選考職種の設定及び採用資格要件の一部を改正する告示	(同)	23
海 調 委 告 示			
1	三重海区におけるとらふぐ産卵親魚についての指示	(海区漁業調整委員会)	23
公 告			
	土地改良区清算人の就任の届出	(農 地 調 整 課)	24
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	24

公共測量が終了した旨の通知
開発行為に関する工事の完了

(公 共 用 地 課) 24

(建 築 開 発 課) 24

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年一月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 10 regarding the period of application and Article 5 regarding the amount of special duty allowance for police officers. The table includes sub-tables for '適用範囲' (Scope of Application) and '支給額' (Payment Amount).

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第十項の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例（令和三年三重県条例第四十八号）の施行に伴い、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）等の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七九（現業職員に係る規定の整理に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則）をここに公布します。

令和四年一月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十七九（現業職員に係る規定の整理に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規

則)

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第一条 三重県人事委員会規則七十一六 (職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 条例第二十一条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者であつて非常勤の職員(法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「会計年度任用職員」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「公立学校会計年度任用職員」という。))その他人事委員会の定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ・ニ 削除</p> <p>ホ・ヌ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>第二条 条例第二十一条第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において、次に掲げる者であつて非常勤の職員(法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。)のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「会計年度任用職員」という。))若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの(以下「公立学校会計年度任用職員」という。))その他人事委員会の定める者を除く。)以外の職員となつたもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)の適用を受ける職員</p> <p>ニ 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の適用を受ける職員</p> <p>ホ・ヌ (略)</p> <p>三 (略)</p>

(職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第二条 三重県人事委員会規則七十三〇 (職員の特地勤務手当等に関する規則) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十九条の二第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十九条の二第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規</p>

<p>則で定める職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員（以下「公立学校職員給与条例等適用職員」という。）、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。次項において同じ。）又は一般地方独立行政法人等職員等（三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>則で定める職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第一号）、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第二号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員（以下「公立学校職員給与条例等適用職員」という。）、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。次項において同じ。）又は一般地方独立行政法人等職員等（三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとす。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

（職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第三条 三重県人事委員会規則七十四九（職員の単身赴任手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十三条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特</p>	<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 条例第十三条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第一号）、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年三重県条例第二号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条</p>

<p>定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この号において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。）若しくは一般地方独立行政法人等職員等（三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員である要件に該当することとなる職員</p> <p>八 （略）</p>	<p>例第六十二号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この号において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。）若しくは一般地方独立行政法人等職員等（三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員である要件に該当することとなる職員</p> <p>八 （略）</p>
--	--

（平成二十七年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則）

第四条 三重県人事委員会規則第七十七之三（平成二十七年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給）</p> <p>第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）第六条において「給与条例」という。）附則第十九項の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日。次項及び次条第一項において同じ。）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七</p>	<p>（平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給）</p> <p>第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）附則第十九項の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日。次項及び次条第一項において同じ。）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七</p>

年改正給与条例附則第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

一六 (略)

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

(平成二十七年改正給与条例附則第六項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員(現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例(令和三年三重県条例第四十八号)第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)附則第二十四項から第二十六項までに規定する新たに行政職給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第六項の規定による給料とし

表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

一六 (略)

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

(平成二十七年改正給与条例附則第六項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員(職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「給与条例」という。)附則第二十四項から第二十六項までに規定する新たに行政職給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に

<p>て支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。</p>	<p>平成二十七年改正給与条例附則第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第四条の二 改正前の給与条例附則第二十四項から第二十六項までに規定する新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員であつて、その者の受ける給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から改正前の給与条例附則第二十四項から第二十六項までに規定する給料の額を減じた額を平成二十七年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。</p>	<p>第四条の二 給与条例附則第二十四項から第二十六項までに規定する新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員であつて、その者の受ける給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から給与条例附則第二十四項から第二十六項までに規定する給料の額を減じた額を平成二十七年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第四項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。</p>

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)

第五条 三重県人事委員会規則二二二一三(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p> <p>第四条 条例第三条第一号に規定する派遣職員(以下「派遣職員」という。)(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員をいう。第八条において同じ。))である派遣職員を除く。次条において同じ。))が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、派遣の期間(条例第二条第一項の規定により派遣された期間をいう。))を引き続き職務に従事したものとみなして、部内の他の職員との権衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(三重県人事委員会規則七十七(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)第三十三条に規定する昇給日をいう。第八条において同じ。))又はそのいずれかの日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に調整することができる。</p> <p>(退職派遣者の採用時における処遇)</p>	<p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p> <p>第四条 条例第三条第一号に規定する派遣職員(以下「派遣職員」という。)(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員をいう。第八条において同じ。))である派遣職員及び単純労働職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労働に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。第八条において同じ。))である派遣職員を除く。次条において同じ。))が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、派遣の期間(条例第二条第一項の規定により派遣された期間をいう。))を引き続き職務に従事したものとみなして、部内の他の職員との権衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(三重県人事委員会規則七十七(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)第三十三条に規定する昇給日をいう。第八条において同じ。))又はそのいずれかの日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に調整することができる。</p> <p>(退職派遣者の採用時における処遇)</p>

第八条 条例第十二条第一号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）（企業職員である職員を除く。）が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、同項の任命権者の要請に係る退職がなく、引き続いて職員であつたものとみなして、当該退職時の職務の級、号給等を基準として部内の他の職員との権衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、その者が職員として採用された日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に調整することができる。

第八条 条例第十二条第一号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）（企業職員及び単純労働職員である職員を除く。）が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、同項の任命権者の要請に係る退職がなく、引き続いて職員であつたものとみなして、当該退職時の職務の級、号給等を基準として部内の他の職員との権衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、その者が職員として採用された日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に調整することができる。

（給与条例附則第二十四項から第二十六項までの規定による給料に関する規則の廃止）

第六条 三重県人事委員会規則七十七六（給与条例附則第二十四項から第二十六項までの規定による給料に関する規則）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則
教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例（令和三年三重県条例第四十八号）の施行に伴い、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の規定に基づき、現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和四年一月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

現業職員に係る規定の整理に伴う関係規則の整備に関する規則
（公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 三重県人事委員会規則 第二号）の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、非常勤の職員（法第二十八条</p>	<p>第二条 条例第二十三条第一項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者であつて、非常勤の職員（法第二十八条</p>

<p>の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員（企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。）のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「公立学校会計年度任用職員」という。）その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員並びに企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）及び病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員</p> <p>ハ〜ケ（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員（企業庁又は病院事業庁において、当該条例の規定の例による職員を含む。）のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）若しくは公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の適用を受ける職員のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「公立学校会計年度任用職員」という。）その他県委員会が人事委員会と協議して定める者を除く。）以外の職員となつたもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）の適用を受ける職員、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の適用を受ける職員、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）及び病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員</p> <p>ハ〜ケ（略）</p> <p>三（略）</p>
--	--

（公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第二条 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年^{三重県人事委員会規則}_{三重県教育委員会規則第一号}）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〜六（略）</p>	<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〜六（略）</p>

七 第二号から前号までの規定中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い」とあるのを「職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この号において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。）若しくは一般地方独立行政法人等職員等（公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は学校の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員である要件に該当することとなる職員

八 （略）

七 第二号から前号までの規定中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い」とあるのを「職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）、~~現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）、~~東立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下この号において「特定地方独立行政法人」という。）の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。）若しくは一般地方独立行政法人等職員等（公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。）であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は学校の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員である要件に該当することとなる職員

八 （略）

（平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

第三条 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則（平成二十七年^三三

重県人事委員会規則

重県教育委員会規則

（第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の支給）</p> <p>第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）<u>第六条において「給与条例」とい</u></p>	<p>（平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料の支給）</p> <p>第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）<u>附則第十二項の規定の適用を受け</u></p>

う) 附則第十二項の規定の適用を受ける職員(以下「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日。次項及び次条第一項において同じ。)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

一、六 (略)

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複數事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

(平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める職員であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員(現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例(令和三年三重県条例第四十八号)第三條の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に

る職員(以下「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日。次項及び次条第一項において同じ。)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

一、六 (略)

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複數事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、平成二十七年改正給与条例附則第四項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

(平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める職員であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。)附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(県委員

人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては県委員会が人事委員会と協議して定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以降、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

2 (略)

第四条の二 改正前の給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員であつて、その者の受ける給料月額（教職調整額を含む。以下この条において同じ。）が切替日の前日に受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から改正前の給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する給料の額を減じた額を平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

会が人事委員会と協議して定める職員にあつては県委員会が人事委員会と協議して定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以降、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を、平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

2 (略)

第四条の二 給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員であつて、その者の受ける給料月額（教職調整額を含む。以下この条において同じ。）が切替日の前日に受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する給料の額を減じた額を平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

（給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則の廃止）

第四条 給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則（平成二十九年
三重県人事委
員会規則
員会規則 第七号）は、廃止する。
三重県教育委
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年一月二十五日

三重県人事委員会委員長	竹	川	博	子
三重県教育委員会教育長	木	平	芳	定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第七条の二（略）</p> <p>（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）</p> <p>第七条の二の二 条例第八条の三第三項第一号に定める教育職員は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要があると条例第八条第五項に規定する義務教育諸学校等の教育職員（以下この条及び次条において「教育職員」という。）の服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）が認める者とする。この場合において、服務監督教育委員会は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならない。</p> <p>2 条例第八条の三第三項第二号の対象期間は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により服務監督教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日の期間（以下この条において「長期休業期間等」という。）の一部又は全部を含む期間であつて、四月一日から翌年三月三十一日までの期間の範囲内で、所管する各学校の実情に応じ、服務監督教育委員会が必要と認める期間とする。</p> <p>3 条例第八条の三第三項第三号の対象期間の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>4 条例第八条の三第三項第五号の特定期間は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であつて、所管する各学校の実情に応じ、服務監督教育委員会が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。</p> <p>5 条例第八条の三第三項第六号の特定期間の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定</p>	<p>第七条の二（略）</p>

	により週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。
6	<p>条例第八条の三第三項第七号の勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち県委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>
7	<p>前項本文の規定にかかわらず、服務監督教育委員会は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。</p>
8	<p>第六項ただし書の特別の事情がある場合において、服務監督教育委員会は、対象期間において六日を超えない範囲内（特定期間として定められた期間において一週間に一日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、一週間に一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）が確保できる日数の範囲内）で連続して勤務時間を割り振ることができる。</p>
9	<p>服務監督教育委員会は、条例第八条の三第三項第七号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るにあつては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 九時間</p> <p>二 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 八時間三十分</p> <p>三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分</p>
10	<p>服務監督教育委員会は、条例第八条の三第四項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間</p>

	<p>中の日曜日、土曜日の日数を除いた日数とする。</p> <p>ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>
11	<p>服務監督教育委員会は、前項の区分をし条例第八条の三第四項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数について当該各号に定める時間に乗じた時間を合計した時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 九時間</p> <p>二 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 八時間三十分</p> <p>三 第一号及び前号に掲げる日以外の勤務日 七時間四十五分</p>
12	<p>服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合（同条第四項の規定により最初の期間を除く各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。）には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p>
13	<p>服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間が三箇月を超える場合には、当該対象期間について一年当たり二百八十日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、対象期間が三箇月を超える場合において、当該対象期間の初日の前一年以内の日を含む三箇月を超える期間を対象期間として定めた場合（以下この項において当該対象期間を「旧対象期間」という。）において、一日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは九時間のいずれか長い時間を超え、又は一週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において一週間の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは四十八時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について一年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から一日を減じた日数又は二百八十日のいずれか少ない日数とする。</p>
14	<p>服務監督教育委員会は、条例第八条の三第一項の規定により勤務時間を割り振る場合には、十時間を超えない範囲内で一日の勤務時間を割り振る</p>

<p>ものとし、五十二時間を超えない範囲内で一週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が三箇月を超えるとときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。</p> <p>一 対象期間において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週が連続する場合の週数が三以下であること。</p> <p>二 対象期間をその初日から三箇月ごとに区分した各期間（三箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その一週間の勤務に割り振られる勤務時間が四十八時間を超える週の初日の数が三以下であること。</p> <p>第七条の二の三 条例第八条の四第一項の四週間を超えない期間につき一週間あたり三十八時間四十五分を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として四週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して四週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、四週間を超えない一週間を単位とした期間ごとに算定を行うものとする。</p> <p>2 条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間の指定は、十五分の時間を単位として行うものとする。</p> <p>3 服務監督教育委員会は、条例第八条の四第一項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>第七条の二の四 第七条の二の二及び前条に規定するもののほか、条例第八条の三及び条例第八条の四の規定に関し必要な事項は、服務監督教育委員会が別に定める。</p>

附 則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

告 示

三重県告示第 29 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
杉本眼科クリニック	四日市市堀木二丁目4番5号	令和3年12月1日
健やか薬局芸濃インター店	津市高野尾町 1897-76	令和4年1月1日
アクア薬局京町店	松阪市京町 173-5	令和4年1月1日
スギ薬局 伊勢小木店	伊勢市御歯町新開 752-1	令和3年11月18日

三重県告示第 30 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
杉本眼科クリニック	四日市市堀木 2 丁目 4-5	令和 3 年 11 月 30 日
医療法人和親会本橋産婦人科	伊勢市一之木 1 丁目 8-7	令和 3 年 11 月 30 日
スギ薬局 伊勢小木店	伊勢市小木町古城 431	令和 3 年 11 月 17 日

三重県告示第 31 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
グループホーム桜の里	度会郡玉城町矢野字上荒木 139 番地 3	令和 3 年 9 月 1 日	認知症対応型共同生活介護
グループホーム桜の里	度会郡玉城町矢野字上荒木 139 番地 3	令和 3 年 9 月 1 日	介護予防認知症対応型共同生活介護
訪問リハビリテーション かがやき	四日市市西大鐘町字東谷 1610 番地	令和 3 年 8 月 1 日	訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーション かがやき	四日市市西大鐘町字東谷 1610 番地	令和 3 年 8 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション
みやおか薬局	尾鷲市中川 18-8	令和 3 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
みやおか薬局	尾鷲市中川 18-8	令和 3 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 32 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護ステーションオレンジ T S U	津市青葉台 2 丁目 11-2	訪問介護	名称	訪問介護ステーションオレンジ T S U	訪問介護ステーションオレンジ T S U O K I	令和 3 年 10 月 1 日
訪問介護ステーションオレンジ T S U	津市青葉台 2 丁目 11-2	訪問介護	所在地	津市青葉台 2 丁目 11-2	津市津興字高砂 47 リュミエール 203 号室	令和 3 年 10 月 1 日
訪問看護ステーションオレンジ T S U	津市青葉台 2 丁目 11-2	訪問看護	名称	訪問看護ステーションオレンジ T S U	訪問看護ステーションオレンジ T S U O K I	令和 3 年 10 月 1 日

訪問看護ステーションオレンジT S U	津市青葉台 2 丁目 11-2	訪問看護	所在地	津市青葉台 2 丁目 11-2	津市津興字高砂 47 リュミエール 203 号室	令和 3 年 10 月 1 日
アイン薬局伊賀上野店	伊賀市久米町大坪 666-4	居宅療養管理指導	名称	アイン薬局伊賀上野店	なかよし調剤薬局久米店	令和 3 年 10 月 1 日
アイン薬局伊賀上野店	伊賀市久米町大坪 666-4	介護予防居宅療養管理指導	名称	アイン薬局伊賀上野店	なかよし調剤薬局久米店	令和 3 年 10 月 1 日
デイサービス百花	津市中河原 546 番地	地域密着型通所介護	所在地	津市中河原 546 番地	津市久居本町 1482-2	令和 3 年 11 月 11 日
デイサービス百花	津市中河原 546 番地	通所型サービス(独自)	所在地	津市中河原 546 番地	津市久居本町 1482-2	令和 3 年 11 月 11 日
訪問介護事業所はだし	鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1 2 階	訪問介護	所在地	鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1 2 階	鳥羽市屋内町 8 番地 23 シャンテ鳥羽 102	令和 3 年 1 月 1 日
訪問介護事業所はだし	鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1 2 階	訪問型サービス(独自)	所在地	鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1 2 階	鳥羽市屋内町 8 番地 23 シャンテ鳥羽 102	令和 3 年 1 月 1 日
スギ薬局 長島店	桑名市長島町松ケ島 324 番地	居宅療養管理指導	所在地	桑名市長島町松ケ島 324 番地	桑名市長島町松ケ島字西島 95 番	令和 3 年 9 月 9 日
スギ薬局 長島店	桑名市長島町松ケ島 324 番地	介護予防居宅療養管理指導	所在地	桑名市長島町松ケ島 324 番地	桑名市長島町松ケ島字西島 95 番	令和 3 年 9 月 9 日
谷歯科医院	松阪市立野町 461-5	居宅療養管理指導	所在地	松阪市立野町 461-5	松阪市田村町 362-1	令和 3 年 5 月 1 日
谷歯科医院	松阪市立野町 461-5	介護予防居宅療養管理指導	所在地	松阪市立野町 461-5	松阪市田村町 362-1	令和 3 年 5 月 1 日

三重県告示第 33 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
左路 駿	えがお整骨院	三重県松阪市川井町上大坪 718 番地 パワーセンター松阪 S C	令和 3 年 11 月 24 日

三重県告示第 34 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
杉本眼科クリニック	四日市市堀木二丁目 4 番 5 号	令和 3 年 12 月 1 日
健やか薬局芸濃インター店	津市高野尾町 1897-76	令和 4 年 1 月 1 日
アクア薬局京町店	松阪市京町 173-5	令和 4 年 1 月 1 日
スギ薬局 伊勢小木店	伊勢市御園町新開 752-1	令和 3 年 11 月 18 日

三重県告示第 35 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の

2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和4年1月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
杉本眼科クリニック	四日市市堀木2丁目4-5	令和3年11月30日
医療法人和親会本橋産婦人科	伊勢市一之木1丁目8-7	令和3年11月30日
スギ薬局 伊勢小木店	伊勢市小木町古城431	令和3年11月17日

三重県告示第36号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和4年1月25日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
グループホーム桜の里	度会郡玉城町矢野字上荒木139番地3	令和3年9月1日	認知症対応型共同生活介護
グループホーム桜の里	度会郡玉城町矢野字上荒木139番地3	令和3年9月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
訪問リハビリテーション かがやき	四日市市西大鐘町字東谷1610番地	令和3年8月1日	訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーション かがやき	四日市市西大鐘町字東谷1610番地	令和3年8月1日	介護予防訪問リハビリテーション
みやおか薬局	尾鷲市中川18-8	令和3年10月1日	居宅療養管理指導
みやおか薬局	尾鷲市中川18-8	令和3年10月1日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第37号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和4年1月25日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護ステーションオレンジT S U	津市青葉台2丁目11-2	訪問介護	名称	訪問介護ステーションオレンジT S U	訪問介護ステーションオレンジT S U O K I	令和3年10月1日
訪問介護ステーションオレンジT S U	津市青葉台2丁目11-2	訪問介護	所在地	津市青葉台2丁目11-2	津市津興字高砂47リュミエール203号室	令和3年10月1日
訪問看護ステーションオレンジT S U	津市青葉台2丁目11-2	訪問看護	名称	訪問看護ステーションオレンジT S U	訪問看護ステーションオレンジT S U O K I	令和3年10月1日
訪問看護ステーションオレンジT S U	津市青葉台2丁目11-2	訪問看護	所在地	津市青葉台2丁目11-2	津市津興字高砂47リュミエール203号室	令和3年10月1日
アイン薬局伊賀上野店	伊賀市久米町大坪666-4	居宅療養管理指導	名称	アイン薬局伊賀上野店	なかよし調剤薬局久米店	令和3年10月1日
アイン薬局伊賀上野店	伊賀市久米町大坪666-4	介護予防居宅療養管理指導	名称	アイン薬局伊賀上野店	なかよし調剤薬局久米店	令和3年10月1日

デイサービス百花	津市中河原 546 番地	地域密着型通所介護	所在地	津市中河原 546 番地	津市久居本町 1482-2	令和 3 年 11 月 11 日
デイサービス百花	津市中河原 546 番地	通所型サービス(独自)	所在地	津市中河原 546 番地	津市久居本町 1482-2	令和 3 年 11 月 11 日
訪問介護事業所はだし	鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1 2 階	訪問介護	所在地	鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1 2 階	鳥羽市屋内町 8 番地 23 シャンテ鳥羽 102	令和 3 年 1 月 1 日
訪問介護事業所はだし	鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1 2 階	訪問型サービス(独自)	所在地	鳥羽市堅神町字東新田 882 番地 1 2 階	鳥羽市屋内町 8 番地 23 シャンテ鳥羽 102	令和 3 年 1 月 1 日
スギ薬局 長島店	桑名市長島町松ケ島 324 番地	居宅療養管理指導	所在地	桑名市長島町松ケ島 324 番地	桑名市長島町松ケ島字西島 95 番	令和 3 年 9 月 9 日
スギ薬局 長島店	桑名市長島町松ケ島 324 番地	介護予防居宅療養管理指導	所在地	桑名市長島町松ケ島 324 番地	桑名市長島町松ケ島字西島 95 番	令和 3 年 9 月 9 日
谷歯科医院	松阪市立野町 461-5	居宅療養管理指導	所在地	松阪市立野町 461-5	松阪市田村町 362-1	令和 3 年 5 月 1 日
谷歯科医院	松阪市立野町 461-5	介護予防居宅療養管理指導	所在地	松阪市立野町 461-5	松阪市田村町 362-1	令和 3 年 5 月 1 日

三重県告示第 38 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項において準用する生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条(同法第 55 条において準用する場合を含む。)の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
左路 駿	えがお整骨院	三重県松阪市川井町上大坪 718 番地 パワーセンター松阪 S C	令和 3 年 11 月 24 日

三重県告示第 39 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一見勝之

1 解除予定保安林の所在場所

桑名市多度町美鹿字日根草 1377 番 3、字八熊 1726 番 2、1727 番 2、1730 番 2、1730 番 3、多度町古野字高野谷 3479 番

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

三重県告示第 40 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定による届出(新設の届出)に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ天カ須賀店

四日市市天カ須賀 4 丁目 359 番 1 ほか

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 当該地は、富洲原小学校及び富洲原中学校の通学地域であり、児童や生徒の通学経路の一部と、来客車両経路及び業者車両経路が重複することから、特に通学時間帯において、歩行者・自転車への安全対策について十分な配慮を行うこと。

イ 周辺交通への支障が生じないよう、設置者は、来客の自動車が左折入庫となるような対応に配慮すること。

ウ 自動二輪車の駐車場確保に努めること。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガスや騒音の軽減に努めること。

イ 搬入車両の入庫作業と荷さばきは、早朝、深夜に行わないこと。

ウ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。

エ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）・三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、当該敷地境界で規制基準を遵守するとともに、規制基準を超過するおそれがある場合には、規制基準値以下となるよう対策をとること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 事業活動において生じた廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理すること。なお、四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は一般廃棄物のみであり、同センターに廃棄物を搬入する場合は、廃棄物搬入許可の必要の有無について、予め四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4) その他の事項

ア 当該出店計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。また、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議し、その解決を図ること。

イ 3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、形質変更に着手する 30 日前までに「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」（様式第 6 を環境保全課に提出するとともに、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 の規定に基づき、土地履歴等の調査を行うこと。

ウ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には事前に届出が必要となるため、予め環境保全課と協議すること。

エ 青少年の健全育成のため、青少年のみまもり活動等に協力すること。

オ 青少年育成室の補導員等が街頭パトロール巡回の際には、理解と協力をすること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 1 月 25 日から同年 2 月 25 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

人事委告示**三重県人事委員会告示第 1 号**

職員の臨時的任用の承認に関する権限の一部委任（昭和三十二年三重県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和四年一月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
一 (略) 二 委任する事項 1 (略) 2 削除 3 (略) 四 (略)	一 (略) 二 委任する事項 1 (略) 2 <u>三重県人事委員会規則六十五第十九条第二号</u> <u>に規定する臨時の職のうち、単純な労務に従事</u> <u>する職種の臨時的任用の承認</u> 3 (略) 四 (略)

三重県人事委員会告示第2号

選考職種の指定及び採用資格要件（昭和41年三重県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和4年1月25日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 (略) 2 規則第14条第6号の規定により選考で採用させる職は次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>削除</u> (3)～(7) (略)	1 (略) 2 規則第14条第6号の規定により選考で採用させる職は次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>単純な技能労務の職</u> (3)～(7) (略)

海調委告示

三重海区漁業調整委員会告示第1号

三重海区におけるとらふぐ産卵親魚の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和4年1月25日

三重海区漁業調整委員会会長 浅井 利一

1 採捕制限

次に掲げる点A、B、C、D、Aを順次結んだ線によって囲まれた区域において、3月15日から5月15日まで、とらふぐを採捕してはなりません。

ただし、試験研究又は増殖用種苗供給のための採捕についてはこの限りではありません。

点A 北緯34度25分02秒 東経136度56分49秒

点B 北緯34度25分02秒 東経136度59分49秒

点C 北緯34度22分12秒 東経136度59分49秒

点D 北緯34度22分12秒 東経136度55分49秒

（経緯度数値については世界測地系によります。）

2 指示の有効期間

令和4年2月1日から令和5年1月31日まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

清算法人八王子土地改良区（四日市市八王子町 260 番地 1）

就任清算人

四日市市波木町 1982 番地 64	小林 勝 則
〃 笹川五丁目 59 番地	小林 健 雄
〃 八王子町 385 番地	西 中 保
〃 〃 27 番地 1	山 下 昭 彦
〃 〃 448 番地 1	榊 英 雅

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、独立行政法人水資源機構川上ダム建設所長から通知がありました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 1 月 20 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
伊賀市阿保、同市川上、同市種生及び同市老川

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 12 月 7 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量）
- 2 作業地域
津市一志町波瀬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 1 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 1 月 11 日	三重郡川越町大字高松字里中 622 ほか 1 筆ほか	四日市市富田 1 丁目 23-16 鈴木 茂 仁
令和 4 年 1 月 13 日	三重郡菰野町大字菰野字柳林 1847-72	四日市市高見台 2 丁目 1 デンソー高見台社宅 232 西 翔
令和 4 年 1 月 17 日	員弁郡東員町大字八幡新田字村東 316-14	岐阜県岐阜市東鶉 3 丁目 61 株式会社まごころ住宅 代表取締役 藤 村 典 久

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
